

金ケ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答		
1	他の補助金との併用は可能か。	本補助金と関連する補助制度において、併用可能となる主な補助金は、補助対象経費が重複しないことを前提として、以下のとおりとなります。		
		実施機関	補助制度	併用可否
		国土交通省	子育てエコホーム支援事業 子育てグリーン住宅支援事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
		環境省	先進的窓リノベ 2025 事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
		経済産業省	給湯省エネ 2025 事業	△ (請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可)
		岩手県	いわて木づかい住宅普及促進事業	○
		岩手県	住みたい岩手の家づくり促進事業	△ (本補助金において、「第三者機関による評価に要する経費」を補助対象とする場合は併用不可)
		金ケ崎町	木造住宅耐震改修工事助成事業	△ (本補助金において、「構造補強工事」を補助対象とする場合は併用不可)
		上記に掲載されていない補助金の併用については、個別にご相談ください。		

金ヶ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金 Q&A

2	「住宅」の定義として、「町内に存する一戸建ての住宅又はその部分をいう。」とあるが、その部分とはどこか。	併用住宅の住居部分を指します。
3	補助金の交付決定前に業者と契約してもよいか。	補助金の交付決定を受ける予定の年度の4月1日以降であれば、契約しても構いません。ただし、交付決定前に補助事業が完了する場合は補助対象となりません。
4	買取再販業者が行うリフォームは、補助対象になるか。	買取再販業者が別の施工業者にリフォーム工事を発注する場合は、補助対象となります。買取再販業者が自らリフォーム工事を行う場合（工事請負契約が無い場合）は、補助対象となりません。
5	既存住宅が既に省エネ基準を満たしており、ZEH水準への省エネ改修を行う場合は、補助対象となるか。	補助対象となります。
6	空き家は補助対象となるか。	補助対象となります。
7	建材・設備について、リースは補助対象となるか。	補助対象となりません。
8	住宅の省エネ診断を申請しないと、計画の策定及び省エネ改修の補助を受けられないか。	計画の策定及び省エネ改修のみでの申請も可能です。

金ヶ崎町住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金 Q&A

9	計画の策定及び省エネ改修において、省エネ改修を実施せず、計画の策定（調査、設計、計画策定、第三者機関評価等）のみを実施することは可能か。	可能です。
10	増築は補助対象となるか。	改修と判断できない工事は、補助対象となりません。
11	住宅の省エネ診断を実施した結果、省エネ性能を満たすことが判明した場合、これに要した経費は補助対象となるか。	補助対象となります。
12	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修」について、「建替え」は対象となるか。	補助対象となりません。